

近畿島根経済倶楽部規約

(名称)

第一条 この会は「近畿島根経済倶楽部」
(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第二条 本会は、会員相互の啓発と親睦を図ることを目的とし、次の事業を行う。

- 一 会員の知識、教養、便益の増進を図るための講演会、懇談会などの開催
- 二 会員相互の親睦を図るための事業
- 三 その他本会の目的達成のために必要な事業

(組織)

第三条 本会は、近畿地区に在住する島根県出身者の経済人並びに島根県に特別縁故をもつ経済人であって、本会の目的達成に協力する熱意のある者をもって組織する。

(加入)

第四条 本会に入会しようとする者は、会員2名以上の推せんを必要とする。

2 入会の決定は理事会の承認による。

(脱退)

第五条 次の各号の一に該当する者は、会員としての資格を喪失する。

- 一 脱退の申出をした者
- 二 死亡した者
- 三 2箇年間会費を納入しない者
- 四 その他本会の会員として適当でないと理事会が認めた者

(役員)

第六条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	若干名
理 事	若干名
監 事	2 名
顧 問	若干名

(役員を選任)

第七条 理事及び監事は、総会において会員の中から選任する。

2 会長及び副会長は、理事会において理事の中から選任する。

(役員任期)

第八条 役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

(総会)

第九条 本会は、毎年1回通常総会を開くほか、必要に応じて臨時総会を開催する。

2 次の各号に掲げる事項は、総会において決定する。

- 一 規約の変更
- 二 収支予算及び決算
- 三 その他本会の運営に関する基礎的な事項

(職務)

第十条 会長は、本会を代表し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、重要会務を審議する。

4 監事は、随時会計を監査する。

(議決)

第十一条 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(事務所)

第十二条 本会の事務所は、島根県大阪事務所に置く。

2 事務局の長は、島根県大阪事務所長に委嘱する。

(会計)

第十三条 本会の経費は、会費・入会金・寄付金その他の収入をもって充てる。

2 会費は、年1万5千円とする。

3 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(委任)

第十四条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

1 この規約は、昭和61年4月1日から適用する。

2 近畿島根経済倶楽部規約(昭和31年10月23日付)は、廃止する。

3 この規約は、平成23年7月29日から適用する。

4 この規約は、令和3年11月30日から適用する。